

M I C E 施設整備基本方針策定支援業務 基本仕様書

1 業務名

M I C E 施設整備基本方針策定支援業務

2 業務の概要

令和 7 年 3 月に策定した「商工センター地区まちづくりビジョン」の具体化に向けて、本市における既存の M I C E 施設の現状や課題、役割分担等を整理した上で、展示機能に主体を置いた新たな M I C E 施設が担う役割やその必要性のほか、市内にある整備候補地との比較等について整理するとともに、想定される事業手法等を盛り込んだ M I C E 施設整備に係る基本方針の策定支援を行う。

3 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 業務内容

(1) 新たな M I C E 施設の役割分担と必要性

本市における既存の M I C E 施設（計画中の施設も含む）と新たな M I C E 施設の役割分担及び必要性について整理・検討すること。なお、この検討に当たっては、広島県及び広島広域都市圏における役割分担及び必要性についてもそれぞれ整理・検討するとともに、以下の内容を含むものとする。

ア 本市、広島県及び広島広域都市圏域内の M I C E 施設（展示施設、会議施設、ホール施設、その他これらと同等の機能を有する施設）の立地や規模等の現状

イ アの分析と課題

ウ 他都市の事例等を踏まえた M I C E 施設の役割分担の類型

エ 国内展示施設の規模等と国内展示イベントの動向

(2) 新たな M I C E 施設の規模と機能及び整備候補地

ア 施設の規模と導入する機能

「商工センター地区まちづくりビジョン」の策定に当たり実施した、新たな M I C E 施設の規模や機能に関する需要調査の結果を踏まえた上で、必要に応じて展示会の主催者への追加ヒアリング等を行うとともに、国内展示施設の現状及び近年整備された展示施設の傾向の把握などの調査を行い、以下の項目の規模や機能について整理・検討すること。

(ア) 展示室

(イ) その他施設規模を算出する上で必要な諸室（ホワイエ、会議室、倉庫、便所等）

イ 整備候補地の比較

(ア) 立地条件等の整理

ここまでの検討結果を基に、新たなM I C E施設に求められる立地条件等について、本市のまちづくりの方向性等も踏まえながら整理を行うこと。

(イ) 整備候補地の比較と評価

以下の各候補地について立地特性、アクセス及び法的規制等を整理した上で、適地としての評価を行うこと。候補地 a 及び b については別紙 1 のとおりとし、c については候補地となり得る場所を複数案提示した上で評価を行うこと。

- a 商工センター地区
- b 出島地区
- c 広島市デルタ市街地

ウ イメージパースの作成

(2)アイの検討内容を踏まえたイメージパース（外観 4 枚、内観 2 枚程度）を作成すること。

エ その他検討事項

施設整備や運用の観点で他都市の事例を参考に以下の項目について提案すること。

- (ア) 周辺環境への配慮に関すること
- (イ) 日常的な活用策に関すること
- (ウ) その他

(3) 事業手法等の検討

概算事業費や運営収支、経済波及効果等について他都市における直近の類似事例などを調査し、新たなM I C E施設で想定される主な事業手法等を整理すること。また、事業手法毎の事業スケジュール案を提案すること。

(4) 専門家等へのヒアリングやサウンディング

以下の内容について専門家等にヒアリングやサウンディングを実施するとともに、必要に応じて(1)～(3)の検討にフィードバックさせること。

ア (1)で整理・検討した本市、広島県及び広島広域都市圏域内の既存施設（計画中の施設も含む）と新たなM I C E施設の役割分担と必要性に関すること

イ 新たなM I C E施設の規模や機能に関すること

ウ 新たなM I C E施設及びその他周辺関連施設（ホテル等）に対する民間事業者の参入可能性に関すること

5 報告について

業務の進捗状況については、随時発注者に報告し、指示を受けること。また、4(1)で実施する内容について令和 7 年 9 月中旬目途に内容を取りまとめ発注者へ提出すること。

なお、上記に関わらず発注者から情報の提供を求められたときは、柔軟に対応すること。

6 成果物について

- ・ 5記載の令和7年9月中旬目途の内容については、PDFデータと併せてWord、Excel又はPowerPoint形式のいずれかの形式でも提出すること。
- ・ 最終報告書については、電子媒体（CD-R等）でPDFデータと併せてWord、Excel又はPowerPoint形式のいずれかの形式で1部とデータの印刷物を5部提出すること。
- ・ データの提出に当たってはチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。
- ・ 本業務完了後2週間以内に請求書を提出すること。
- ・ 成果物等の提出先は、広島市経済観光局観光政策部MICE戦略担当（広島市中区国泰寺一丁目6番34号）とする。

7 貸与資料等

- (1) 資料等については、必要に応じて貸与する。返還の指示があった場合及び業務完了時には、ただちに返却すること。
- (2) 貸与した資料は、紛失・破損などしないように取り扱うこと。万一、紛失・破損した場合は、弁償を求めることがある。

8 特記事項

- (1) 業務の実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告する等、発注者との連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施に努めること。
- (2) 本業務について、発注者側と受注者側の作業を明確にすること。
- (3) 本業務において打合せ、関係機関等との協議、関係者へのヒアリング等を行う場合は、必要な資料を作成するとともに、終了後速やかに議事録を作成し提出すること。
- (4) 発注者は、業務実施過程において、本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受注者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は業務費の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (5) 受注者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (6) 業務の実施に伴い知り得た情報は、適切に管理するとともに、第三者に漏らさないこと。
- (7) 本業務の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、本業務の適正な履行を確保するために必要な範囲について、本業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

ア 再委託する業務の範囲

イ 再委託する合理性及び必要性

ウ 再委託先の業務履行能力

エ 再委託業務の運営管理方法

- (8) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて本市に帰属するものとする。
- (9) 受注者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、発注者は契約を解除して損害賠償させる場合がある。

整備候補地

a 商工センター地区

所在地：広島市西区商工センター三丁目 2



b 出島地区

所在地：広島市南区出島四丁目 1 番 1 8 外

